

福祉生活病院常任委員会資料

(平成24年2月22日)

[件名]

- 1 第1回原子力安全対策プロジェクトチーム会議について
(危機対策・情報課)・・・1
- 2 平成23年度島根原子力発電所防災訓練の実施結果について
(危機対策・情報課)・・・3
- 3 安全協定に基づく現地確認について(1/27)
(危機対策・情報課)・・・5
- 4 原子力防災計画(原子力災害対策編)策定に関する市町村説明会の
開催結果について
(危機対策・情報課)・・・7
- 5 平成23年度鳥取県型防災教育実践モデル校報告会について
(消防防災課)・・・8

危機管理局

第1回原子力安全対策プロジェクトチーム会議について

～原子力災害対策特別措置法改正案の閣議決定を受けて～

平成24年2月22日
危機対策・情報課

1月31日(火)、島根原子力発電所に関する防災対策の実施に関する企画を検討するため、県庁関係部局長及び関係課長、各総合事務所長、関係市・消防局による「第1回原子力安全対策プロジェクトチーム会議」を下記のとおり開催しました。

なお、この会議は、1月31日の閣議で原子力災害対策特別措置法の改正案が決定されたことに基づき、開催したものです。

- 1 日 時 平成24年1月31日(火) 午後3時30分～4時30分
- 2 場 所 災害対策本部室(第二庁舎3階)
- 3 出席者 知事、副知事等プロジェクトチーム構成員、各総合事務所長(TV会議により参加)
米子市及び境港市、西部消防局職員(同上)
※他の市町村には、自治体衛星回線で中継
- 4 協議事項等
 - (1) 島根原子力発電所の現状
 - (2) 閣議決定の内容等(環境省設置法の改正案、原子力災害対策特別措置法の改正案、島根原発に係る安全協定等の締結)
 - (3) 鳥取県等への影響とその対応
 - ア 今までの対応
 - イ 今後の対応(E P Z拡大に伴う内容、原災法改正に伴い新たに追加される内容、安全協定締結による内容)
 - ウ 新たな課題
 - エ 市町村の対応等(地域防災計画(原子力災害対策編)の改定等)
- 5 協議結果等
 - ・改正法により関係周辺都道府県として、鳥取県が正式に位置付けられることが見込まれる。
 - ・法令改正まで待たずに、予算で必要なもの(モニタリング、被ばく医療、安定ヨウ素剤等)は、当初予算又は補正予算で取り組むこと。
 - ・2月16日の島根県との合同原子力災害訓練には、関係周辺都道府県となることを前提として積極的に取り組むこと。
 - ・被ばく医療の取り組みは、現時点では被ばく医療機関を指定していないなど、幾多の課題に正面から一丸となって取り組む必要がある。
 - ・新たな対応が必要となる事項「広域避難所の運営」、「安否情報の収集と提供」、「放射能汚染地域の除染」、「補償相談対応」については、主となって取り組むこととなった部局が率先して取り組むこと。
 - ・原発に関する知識、能力を高めるため、危機管理局から積極的に各部局関係者に情報提供する。
 - ・島根県とは、共同で業務に取り組む或いはノウハウを活用させていただくために、協議会を設置することを相談したり、人事交流等してはどうか 等

【参考】

原子力安全対策プロジェクトチーム概要

1. 目的 島根原子力発電所に関する防災対策の実施に関する企画
2. チーム長 知事
3. 副チーム長 副知事
4. 事務局長 危機管理局长
5. 事務局 危機管理局（危機対策・情報課）
6. 構成メンバー
未来づくり推進局长、行財政改革局长、地域づくり支援局长、文化観光局长、福祉保健部长、健康医療局长、生活環境部长、衛生環境研究所所长、経済通商総室長、農林水産部次長（技術）、県土整備部次長（技術）、各総合事務所長、会計指導課長、経営企画課長、病院局総務課長、教育次長、警察本部警備第二課長
7. ワーキンググループの設置
全体又は個別課題毎に課長級等で構成するワーキンググループを設置
8. 設置期間
防災対策の実施体制構築までの間（2～3年度）

平成23年度島根原子力発電所防災訓練の実施結果について

平成24年2月22日
危機対策・情報課

島根原子力発電所に係る原子力防災対策として「平成23年度島根原子力発電所防災訓練」を下記のとおり実施しました。

1 実施目的

従来の島根県と松江市に鳥取県及び30km圏内の周辺市を加えた新たな枠組みで、行政機関における体制整備を目的とし、初動活動を中心とした訓練をすることにより、原子力緊急事態における防災関係機関相互の連携による防災対策の確立及び防災業務関係者の防災技術の習熟を図る。

2 実施の概要

- (1) 日時 平成24年2月16日(木) 午前7時50分から午後0時15分
- (2) 場所 災害対策本部室(県庁第二庁舎3階)、西部総合事務所災害対策本部西部支部室(第13会議室)、中部総合事務所災害対策本部中部支部室(第201会議室)、島根県オフサイトセンター(島根県原子力防災センター)他
- (3) 訓練参加機関【12機関】※鳥取県側参加機関
鳥取県、米子市、境港市、鳥取県警察本部、米子警察署、陸上自衛隊第八普通科連隊、航空自衛隊美保基地第3輸送航空隊、鳥取県西部広域行政管理組合消防局、鳥取中部ふるさと広域連合消防局、鳥取県薬剤師会、中国電力㈱、その他関係機関
- (4) 訓練項目
 - ア 初動対応訓練
 - 島根県対策会議出席
 - ・場所 島根県庁災害対策本部
 - ・参加者 危機管理局、西部総合事務所、米子市、境港市
 - 現地事故対策連絡会議出席
 - ・場所 島根県オフサイトセンター
 - ・参加者 危機管理局、西部総合事務所、米子市、境港市
 - イ 鳥取県災害対策本部運営訓練
 - ・場所 鳥取県庁第2庁舎災害対策室
 - ・参加者 知事、各部局長、陸上自衛隊、県警本部、原子力専門家会議委員ほか
 - ・原子力防災ネットワークシステムにより、島根県、松江市、オフサイトセンター間でのテレビ会議
 - ・米子市長、境港市長とのWeb会議
 - ウ 鳥取県現地対策本部運営訓練
 - ・場所 西部総合事務所災害対策室
 - ・参加者 副知事、西部総合事務所長、陸上自衛隊、航空自衛隊、米子警察署、西部消防局ほか
 - エ 緊急時モニタリング訓練(実動訓練)
 - サーベイメーターによる定点測定を行う。
 - ・場所 境港市役所、米子市武道館、西部総合事務所
 - ・参加者 西部総合事務所、境港市役所
 - モニタリングカー、サーベイ車による移動モニタリング
 - ・10時20分頃二箇所の観測地点から報告予定
 - ・場所 (ウインズ、境港西工業団地)

※鳥取県独自訓練

- ア 住民避難関係対応訓練
 - ・場所 県庁第2庁舎災害対策室
 - ・参加者 知事、各部局長、県警本部、原子力専門家会議委員ほか
 - ・島根原発から30km圏内の住民約6万5千人及び島根県からの避難者約1万5千人が4日間で避難しなければならない。また国道431号は津波被害により使用不可との状況下、各部局の対応及び課題とその解決方針を検討

イ 安定ヨウ素剤投与、緊急被ばくスクリーニング訓練（実動訓練）

・場所 中部総合事務所B棟 203、205 会議室

・参加者 中部総合事務所福祉保健局、西部総合事務所福祉保健局、健康医療局、鳥取県薬剤師会、中部消防局、原子力専門家会議委員

ウ 救急搬送訓練

中部総合事務所（1号館B棟2階 205 会議室）から被ばく患者を屋外階段から搬送収容し搬送したところで訓練を終了する。

(5) その他

E P Z外の自治体がオフサイトセンターで開催される現地事故対策連絡会議に正式メンバーとして参画して実施された訓練は、全国初となる。

(6) 訓練講評等

○原子力災害は、科学的知見と科学的アプローチが重要

○町ごと引越すような大規模な避難訓練であり、多くの課題が山積

○周辺地域としてはじめて立案する地域防災計画を今回の教訓を活かしより実効性のあるものにしたい。

○鳥取県の特殊な地形を考慮し、交通という面で福島原発とは違ったアプローチが必要で、交通規制のあり方や緊急車両の投入などが課題

○モニタリングデータの両県共有という面でシステム整備が必要。来年度以降の国の交付金で整備していきたい。

○ヨウ素剤の購入は新年度から始まる。使い方がわかりやすくなるようなマニュアルの整備が必要

平成24年1月27日（金）午後7時30分に島根原子力発電所2号機において、原子炉施設保安規定に定める運転上の制限（注）を逸脱したため、「島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定」第9条に基づく連絡を午後7時35分に島根原子力発電所から受け、安全協定第11条に基づく現地確認及び安全協定第11条に基づく意見の伝達を実施した。なお、今回の事象による環境への影響はなかった。

1 現地確認日時及び場所

日時：平成24年1月27日（金）午後9時25分～28日（土）午前0時43分
場所：島根原子力発電所（島根県松江市鹿島町片匂654-1）

2 現地確認者

- ① 県職員3名（危機管理局危機対策・情報課2名、西部総合事務所県民局企画県民課1名）
- ② 関係自治体の対応
 - ・ 米子市、境港市も安全協定に基づき現地確認を実施。
米子市総務部防災安全課2名、境港市産業環境部環境防災課2名
 - ・ 島根県及び松江市も協定に基づき立入調査を実施。

※島根県との連携

島根県原子力安全対策課と連携して、事象の分析・対応方針の検討等について情報交換を適宜実施

3 事象の概要

原子炉の起動及び停止時に炉内の中性子の量を監視する中性子源領域計装モニタ4台のうち3台が動作不能になったため、同日午後7時30分に原子炉施設保安規定に定める運転上の制限を逸脱した状態であると中国電力は判断した。（調査の途中で残りの1台も動作不能になった。）

4 現地確認結果概要

- ① 原子炉が冷温停止していることの確認
 - ・ 原子炉へ制御棒が全て挿入されていることを中央制御室の計器で確認した。
※引き抜き操作ができないように、原子炉モードスイッチにカバーがかけられていました。
 - ・ 原子炉内の水温が100℃以下（68.6℃*午後11時現在）であることを中央制御室の計器で確認した。
- ② 中性子束を監視する別の手段の確認
 - ・ 中性子源領域計装モニタとは別の中間領域計装モニタ（8台）で中性子束を監視ができていることを中央制御室で確認した。
- ③ 環境への影響の有無の確認
 - ・ 発電所の排気筒モニタ、放水路水モニタ及び敷地境界モニタリングポストの値を中央制御室で確認し、平常の値であり、環境へ影響がないことを確認した。

5 安全協定第11条に基づく意見の伝達

城平危機管理局長から島根原子力本部責任者に次の2点の意見を伝達

- ① 本事象の発生原因を徹底的に究明し、その結果を報告すること。
- ② 中性子源領域計装モニタの交換状況を報告すること。

6 県への説明（交換状況の報告と復帰宣言の考え方等）

- ・ 1月30日午前9時 モニタ装置4台の交換を終了し、正常動作を確認、運転上の制限の逸脱から復帰宣言する。
- ・ 同日午前11時 発生原因については、メーカーに送って詳細調査した上で、後日報告する等。

(注) 運転上の制限

多重の安全機能を確保するため、原子炉施設保安規定には予備も含めて動作可能な機器の必要台数が定められている。一時的にこれを満足しない状態が発生すると、事業者は運転上の制限からの逸脱を宣言し、予め定められた時間内に修理等を行う事が求められる。

今回の中性子源領域計装の場合、「モニタは2台以上動作可能であること。」と定められており、これを下回った場合（逸脱）、「1時間以内に制御棒を全挿入する。および、制御棒の引き抜き操作を行ってはならない。」と規定されている。

島根原子力発電所 原子炉施設保安規定 (抜粋)

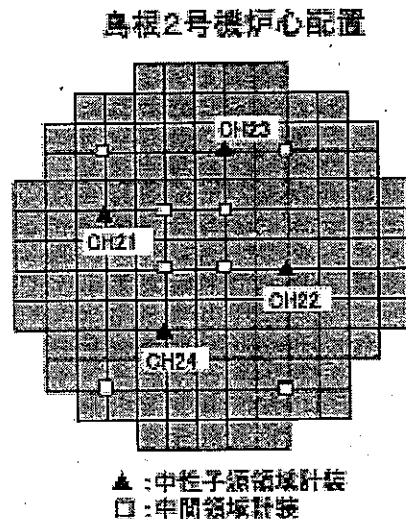
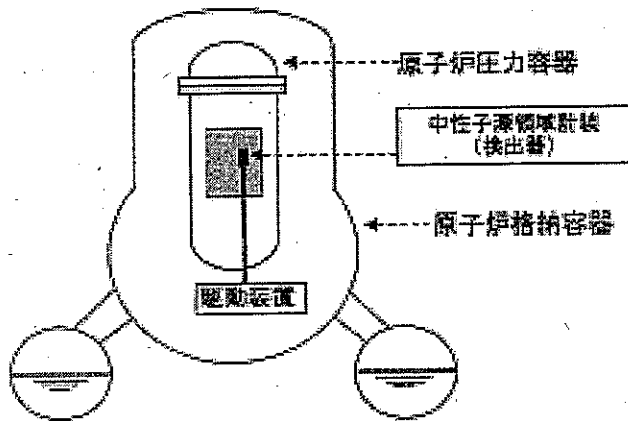
中国電力株式会社

2-2. 中性子源領域計装

中性子源領域計装の要素に動作不能が発生し、動作可能であるべきチャンネル数を満足できない場合は、下表に要求される措置を完了時間内に講じる。

表27-3-2-2 (2号炉 中性子源領域計装)

要素	適用されるべき原子炉の状態	動作可能であるべきチャンネル数	条件	要求される措置	完了時間
中性子源領域計装	原子炉の状態が、高温停止または冷温停止	2	A.動作不能チャンネルが1つ以上の場合	A1.挿入可能な制御棒を全挿入する。	1時間
				および A2.制御棒引抜操作を行ってはならない。	1時間



中性子源領域計装の概要

地域防災計画（原子力災害対策編）策定に関する市町村説明会の開催結果について

平成24年2月22日
危機対策・情報課

1 目的

現在、国においては、福島第一原子力発電所の原子力事故への対応と教訓を踏まえ、原子力災害対策特別措置法、防災指針及び防災基本計画等を4月に改正する方向で準備が進められているところ。

これらの改正等に伴い、県及び市町村では地域防災計画（原子力災害対策編）の策定・改定を求められることとなる見込み。

については、その概要について、国の担当者（内閣官房）から市町村防災担当者へ説明していただく会議を開催することで、鳥取県内における原子力防災への取り組み体制等の強化を図る。

2 開催日時 平成24年2月17日（金）午後1時～3時10分

3 開催場所 鳥取県西部総合事務所 第13会議室
（TV中継：鳥取県庁災害対策本部室、各総合事業所（東部総合以外）
※衛星中継で全市町村役場及び県庁内へも配信

4 参集範囲 市町村防災担当者、消防局及び警察担当者

5 講師 内閣官房原子力安全規制組織等改革準備室 参事官 金子 修一氏
原子力安全・保安院原子力防災課 課長補佐 中島 義人氏

6 あいさつ 城平危機管理局长

7 議事

【説明概要】

①原子力災害対策特別措置法の4月改正（案）の主な内容について

- ・「原子力防災指針」の法定化
- ・原子力事業者の防災対策・訓練の強化（国が実施状況を確認、必要に応じて改善命令）
- ・原子力緊急事態における国の原子力災害対策本部を強化（副本部長・本部員を増員）
- ・原子力災害対策本部による事後対策の推進と市町村長による避難指示や立入制限等の存置

②防災計画策定など今後の対応内容とスケジュール（4月改定予定とその後の改定予定）

- 「防災基本計画」と「防災指針」等を、福島事故での対応を踏まえて、組織改編（原子力規制庁の発足）に合わせて改定する。
 - ・「防災基本計画」については、関係機関の役割・対応手順を見直して改定する。
※4月以降、原子力発電所において発生し得る異常や事故を分類・整理し、緊急事態の区分ごとの判断基準（EAL）と環境における計測可能な判断基準（運用上の介入レベル(OIL)）による住民防護の手順等についても見直して改定する。
 - ・「防災指針」については、防災対策を重点的に充実すべき地域（EPZ）に代えて、（UPZ：概ね30km）の導入等を法定化する。
※4月以降、予防的防護措置を準備する区域（PAZ）及び緊急時防護措置準備区域（UPZ）における防護措置の発動等を見直して改定する。
- 「地域防災計画」については、県及び関係市町村が4月の防災基本計画及び防災指針の改定を踏まえ、半年程度で策定することを義務付けられることが示された。

③地域防災計画の策定に向けたガイドラインの概要

- ・基本的な考え方
地震や津波等の複合災害への対応、原子力災害の影響が広域に及んだ場合の対応等に係る見直しを行うことが必要であることが示された。
- ・地域防災計画において見直し等を要する主な事項等
防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲、災害予防対策（情報の収集・連絡体制等の整備、災害応急体制の整備（モニタリング結果等に応じた広域避難活動体制の整備等）

【今後の対応】

- ・県として、地域防災計画の策定に取り組む。
- ・地域防災計画策定が義務付けられる市町村に対しては策定を働きかけていくとともに、県としても支援していく。

【参考】

- ・全国では茨城県、宮城県に次いで3番目、原発立地県以外では初めて開催。

平成23年度鳥取型防災教育実践モデル校報告会について

平成24年2月22日

消 防 防 災 課

大地震を経験した鳥取県として地震に関する体系的な防災教育の普及を促進するとともに、これまでの防災教育の実績を活かした、学校における学習実践を基調とする本県独自の防災教育の取り組みを実施するため、平成23年度における鳥取型防災教育推進事業として鳥取大学に委託しモデル校（県内3校）での防災教育を実施した。

これらのモデル校での防災教育の取り組みを通して、県内への防災教育の普及を促進するため、鳥取型防災教育実践モデル校報告会を次のとおり開催します。

- 1 開催日時 2月28日（水） 午後1時から4時45分まで
- 2 開催場所 新日本海新聞社中部本社 日本海ホール
- 3 共 催 鳥取県、国立大学法人鳥取大学
- 4 後 援 鳥取県教育委員会、鳥取市教育委員会、倉吉市教育委員会、大山町教育委員会、鳥取市、倉吉市、大山町
- 5 対 象 県内小学校及び特別支援学校の教員、PTA、その他防災関係機関関係者
一般県民
- 6 内 容
 - 第1部 実践校事例報告
 - ・鳥取市立明德小学校
 - ・倉吉市立高城小学校
 - ・倉吉市高城公民館
 - ・大山町立大山西小学校
 - 第2部 モデル校での授業実践についての意見交換会
 - ・国立大学法人鳥取大学大学院工学研究科（教授、准教授、助教の計6名）
 - ・鳥取市立明德小学校（教諭1名）
 - ・大山町立大山西小学校（教諭1名）

参考 平成23年度モデル校での防災教育実施状況
別紙のとおり

平成23年度モデル校での防災教育実施状況

地区	小学校	実施日	参加者	実施内容	教科・領域等	講師・実施主体
東部	鳥取市立明德小学校	5月25日(水)	全職員	講義:防災教育とは	職員研修	鳥取大学
		7月2日(日)	6年(21人)	防災学習:応急手当について	保健(救急救助法・簡単担架で運搬)	東部消防局
		9月4日(日)	全児童、保護者、住民	地域防災訓練	地域行事	地域住民 日本赤十字社
		9月5日(月)	5・6年(43人)	着衣水泳	体育	東部消防局
		9月18日(日)	1・2年親子、3・4年	運動会で防災関連競技を実施	学校行事	明德小学校
		10月14日(金)	6年(21人)	防災学習:地震について	理科(大地のつくりと変化)	鳥取大学
		10月18日(火)	3年(21人)	防災川柳づくり	国語(俳句を作ろう)	鳥取大学 鳥取市ほか
		12月6日(月)	5年(22人)	防災学習:離岸流や津波等について	社会(自然災害を防ぐ)	鳥取大学
		11月14日(月)	4年(26人)	防災学習:水害について	社会(水害を防ぐ)	地域住民 鳥取大学
		11月8日(火)	1年(29人)	防災学習:非常用持出品等について	生活(運動会種目を踏まえて)	鳥取大学
		11月26日(土)	1・2・6年	防災に関する内容を発表	学習発表会	明德小学校
		12月7日(水)	2年(27人)	防災カレンダーづくり	生活(わたしの町はっけん)	鳥取大学
		12月13日(火)				
中部	倉吉市立高城小学校	7月20日(水)	全職員	講義:防災教育とは	職員研修	鳥取大学
		11月18日(金)	6年(15人)	防災学習:地震、水害について	理科(大地のつくりと変化)	鳥取大学
		11月21日(月)	3・4年(20人)	紙ぶるるを作ろう		鳥取大学
		11月24日(木)	6年(15人)	防災学習:地震、水害について	理科(大地のつくりと変化)	鳥取大学
		12月11日(日)	全児童、保護者、住民	地域と連携した避難訓練、非常食体験	学校行事	PTA 地区公民館 倉吉市ほか
			低学年児童	防災学習:脱出シューター、ビデオ	学校行事	中部消防局
			中学年児童	消防署の仕事、東北大震災	学校行事	倉吉市
			上学年児童	鳥取西部地震・東北大地震等	学校行事	NPO日野ボランティアネットワーク
西部	大山町立大山西小学校	7月6日(水)	全職員	講義:防災教育とは	職員研修	鳥取大学
		10月19日(水)	4年(45人)	ペットボトルランタンづくり	図工	鳥取大学
		10月26日(水)	5年(37人)	防災学習:水害について	理科(流れる水のはたらき)	鳥取大学
		10月28日(金)	全児童	避難訓練と非常食体験	学校行事	大山町
			1年(35人)	防災〇×クイズ	学級活動	大山西小学校
			2年(49人)	起震車体験	生活	大山消防署
			3年(40人)	防災学習:応急手当について	保健(知っておきたい応急手当)	大山西小学校
			4年(45人)	防災新聞		大山西小学校
			5年(37人)	流れる水の働き		大山西小学校
			6年(32人)	紙ぶるるを作ろう	理科、図工	鳥取大学